### **EBC Food Committee Member Companies**

Danisco Japan
Danone Japan
DSM Nutrition Japan
Hiestand Japan
IKEA Japan
Japan Europe Trading
Mie Project
Nestle Japan
Nichifutsu Boeki

Norwegian Seafood Export Council Perfetti Van Melle Export Far East Japan Pick PinguinLutosa Japan Purac Japan Puratos Japan TÜV Rheinland Japan Unilever

# 主要な問題および提案

# ■ 関税および輸入割当

年次現状報告:進展なし。多くの食品および食品原材料の輸入税率は依然として高すぎる。原材料価格と輸送料の深刻なインフレは、高い輸入税率と相まって、一部の輸入食品を法外に高価にしている。例えばバター(輸入税率35%+1,159円/kg)、チーズ(26 40%)、業務用チョコレート(29.8%)、菓子類(25%)、シロップ(24%+輸入割当に関係した砂糖税)、フルーツジュースおよび乳児用フルーツピューレ(21.3%)、ハーブティー(15%)などである。例えば乳製品や砂糖などには輸入割当も存在し、そうした成分を含む食品を輸入する際には、支払うべきさらなる税が付加される。

#### 提案:

- 政府とEUは、EU-日本FTA/EPAの一環として、食品への関税を廃止すべきである。
- 輸入割当制度、とりわけ乳製品および砂糖とその派生製品に関する制度を廃止すべきである。

# ■ 食品添加物 — ヒマワリ由来のレシチン

年次現状報告:遅々とした進展。レシチンは世界中で使用されている食品添加物であり、健康問題や安全問題は何ら関連していない。JECFAは、1973年に食品用途向けのレシチンの安全性を評価し、「制限なし」という、1日当たりの許容摂取量評価を確証した。食品におけるレシチンの安全性は諸外国の規制当局によって広く認められているが、日本では依然禁止されている。ヒマワリ・レシチンの安全性は、大豆レシチンとの実質的同等性に基づいて確証しうる。米国では、これは食品医薬品局(FDA)によって認可されている。EUでは、レシチンの原料にかかわりなく、食品添加物(委員会指令2008/84/EC)として認可されている。

# 提案:

• EBCは、厚生労働省が食品安全委員会と協力してヒマワリ由来のレシチンを速やかに認可することを引き続き要望する。

### ■ 食品添加物 — 45品目の添加物リスト(2002年12月以降)

年次現状報告:遅々とした進展。厚生労働省は2002年12月、EUと米国の意見に基づき、日本では承認されていないが「国際的に安全性評価が確立して広く使用されている」46品目(現在45品目)の添加物のリストを定め、それらの承認過程を速やかに進捗させることに同意した。現時点では、これらのうちの15品目がまだ食品安全委員会による承認待ちとなっている。EBCの理解するところでは、厚労省にこれら15品目の添加物の承認を早めるためのロードマップを発表することになっている。

#### 提案:

食品安全委員会は、残り15品目の添加物についての承認過程を一刻も早く開始すべきである。

## ■ 食品添加物 — 使用基準

年次現状報告:進展なし。EBCは、二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) やソルビン酸 (ソルビン酸カリウム) といった、いくつかの広く使用されている 添加物 (特に保存料) の「許容使用基準」が、日本では食品カテゴリーによって大きく異なることを一貫して指摘している。SO<sub>2</sub>の場合、許容使用水準は、酒類では 0.35 g/kgという高さ、「その他の食品」では0.03 g/kgという低さである。ソルビン酸 (ソルビン酸カリウム) に至っては、「その他の食品」カテゴリーすら存在しない。

#### 提宏·

• EBCは、食品添加物使用基準の見直しを強く提案する。二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) やソルビン酸 (ソルビン酸カリウム) といった、一般的な保存料の使用基準は、欧州の基 準や国際的なベストプラクティスに沿った使用水準を認めるよう改められるべきである。

# ■ 牛肉および牛由来製品(ケーシング、ゼラチン)

年次現状報告:進展。2012年、食品安全委員会は、フランスとオランダからの食肉輸入禁止を解除することを求める答申を発表した。両国については、月齢30カ月以下の牛(生鮮肉および冷凍肉)の輸入は2013年に再開する。しかしながら、牛肉および牛ゼラチンを含む加工食品の輸入は引き続き禁止されることが示唆されている。なお、日本は2013年に国際獣疫事務局から「無視できるBSEリスク」ステータス認定を受けることになっており、これで日本産牛肉の輸出が伸びるのは間違いない。

### 提案:

- EBCは、農水省と厚労省にすでにデータを提出したEU加盟国についてのプロセスを食品安全委員会が迅速化するよう提言する。
- EBCは、牛肉、牛ゼラチン、または牛ケーシングを用いて製造される製品を含む加工食品も、高い安全基準をすでに確立している欧州食品業界で広く使用されていることから、同様に輸入を認められるよう提言する。

## ■ リステリア菌

年次現状報告:進展なし。リステリア菌は広く存在する病原菌である。増殖するに任せると、これは食品を汚染し、リステリア胃腸炎という軽度の病気や、場合によっては、侵襲性リステリア症という重症化すれば死に至る病気を引き起こす。消費者安全を十分に配慮したEUの基準は、リステリア菌の増殖を助長する食品については許容度ゼロを定める一方、特定の特徴(pH、水分活性、一定の加工・処理方法等)ゆえにリステリア菌の増殖を助長しない食品では微量レベルのリステリア菌(100 cfu/g以下)を許容している。しかし、日本はそうした区別を行わず、リステリア菌を含む食品すべてを禁止している。

### 提案:

● 日本は、リステリア菌に対する立場を見直し、EUやカナダ等の国々によって採択され、コーデックス規格の原則や米国農務省食品医薬品局からも支持されている「ダブル・アプローチ」と国内規制の整合化を検討すべきである。

### ■ 特定の欧州製食品についての放射性セシウム汚染検査

年次現状報告:新たな問題。2012年4月、日本では放射性セシウム濃度に関する新法が制定され、ヒトについての年間最大線量を5ミリシーベルトから1ミリシーベルトへ、一般食品の基準値を500ベクレル/kgから100ベクレル/kgへと引き下げた。税関は今では、いくつかの特定品目、とりわけウクライナ、ポーランド、スウェーデン産のベリーを含む加工食品についての検査実施を義務づけられている。目下、各出荷についての検査は日本で実施する必要がある。

#### 提案:

• 食品が放射能に関する日本の新しい規制に適合していることを保証するには、原産国で発行される証明書で事足りるはずである。

## ■ 税関での年次分析(添加物、細菌学的)

年次現状報告:新たな問題。目下、日本に輸入される食品は、定期的な(少なくとも年1回の)分析を必要とする。欧州連合における食品安全基準は日本と同様に高いため、税関がEUからの輸入食品について付加的な分析を実施する必要はないはずである。そうした分析は時間と費用がかかり、また、とりわけ無作為に実施されるため、消費者安全を向上させる助けにはならない。

#### 提宏·

• 税関でのEU製食品の年次分析(添加物、細菌学的)を不要にする。

# ■ オーガニック食品 — EUと日本の間の完全な同等性

年次現状報告:遅々とした進展。EUと日本は今や、互いのオーガニック表示を相互的かつ全面的に承認している(有機JASマークは2011年よりEUによって承認されている)にもかかわらず、日本のオーガニック食品市場の発展は、外国産も国内産も、おしなべて依然きわめて遅々としている。EBCは、日本の不完全な認証制度にその理由があるとみている。

有機JAS認証制度に関連した食品は、目下、はちみつに加え以下の2つの主要グループがある。

- I. 有機農産物、及び有機農産物加工食品 これらの製品は有機JASマーク適合品でなければならず、食品が「オーガニック」であることを示すためには、有機JASマークを貼付する義務がある。
- II. 有機畜産物、及び有機畜産物加工食品 これらの製品にも有機JAS認証制度は存在する。にもかかわらずこの制度は義務ではないため、生産者や輸入業者が有機JASマークを用いずに製品を個々の判断で「オーガニック」と謳うことができる。
- III.はちみつは農産物でも畜産物でもないため、有機JASマークとは無関係に製品を「オーガニック」と謳うことができる。

直接的な結果として、ミルク入りチョコレートやはちみつ入りジャムといった、混合成分を有する製品は、ミルクやはちみつを5%以上含んでいると有機JASマークを取得できない。有機JAS認証制度(有機JAS法それ自体)の複雑で不完全な規制的枠組みは、消費者の信頼を勝ち得ることができておらず、消費者はオーガニックの唯一の目印(有機JASマーク)に頼ることができない。したがって、オーガニック食品の生産者や輸入業者は製品価値を消費者に十分伝えることができず、この市場セグメントの拡大が阻害されている。

### 提案:

- 日本において有機JASマークを必要とするオーガニック食品については、EU各大使館からの補足 的な有機証明書を不要とする。
- EUのオーガニック登録認定機関から認定されたEUのオーガニック食品生産者が日本の有機JAS認定輸入事業者に輸出を行う場合には、無条件に有機JASマークを日本向けラベルに貼付できるようにする。
- EUでオーガニック食品での使用が認められた添加物は、日本でもオーガニック食品での使用を認められるべきである。
- 農水省は、有機JASとオーガニックEUの間の完全な同等性を宣言すべきである。これはEUの生産 者のみならず、日本の生産者にも益するだろう。